

令和3年度

特定教育・保育施設利用のしおり



《入所受付窓口・お問い合わせ》

大船渡市役所 子ども課 保育係 (Tel 27-3111 内線 192)

1 特定教育・保育施設の利用と認定について

幼稚園、保育所、認定こども園などの特定教育・保育施設を利用する場合、利用する施設に応じて「教育・保育給付認定」を受けていただくことになります。認定区分によって、利用できる施設・事業が異なります。

【認定区分と利用可能施設】

認定区分	対象年齢	要件	利用できる施設
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」(P2を参照)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認可保育所 認定こども園
3号	満3歳未満		認可保育所 認定こども園 地域型保育事業※

※ 現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

★ それぞれの区分に応じた教育・保育給付認定は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、入所を保証するものではありません。定員超過などにより、教育・保育給付認定を受けていても入所できないことがありますので、ご注意願います。

## 2 保育を必要とする事由（2号・3号認定）について

保育所や認定こども園（保育部分）で保育認定を受けられるのは、**父母**などの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

### 【保育を必要とする事由】

1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合
2	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）
3	育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
4	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合（産前・産後各8週）
5	就学	学校または職業訓練校に在学している場合
6	病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合
7	病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている方も含む）を介護または看護している場合
8	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合
9	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
10	その他	上記に類する状態にある場合

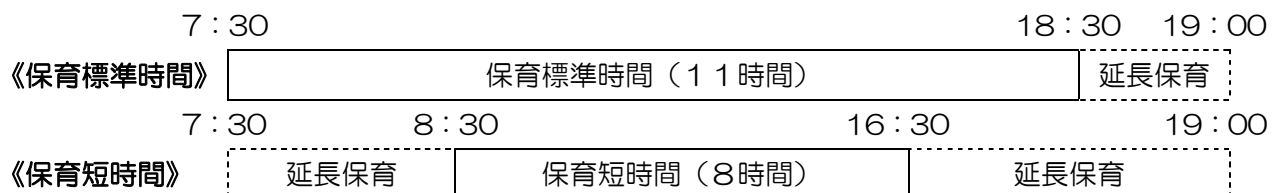
## 3 保育を受けられる時間（2号・3号認定）について

2号・3号の保育認定を受ける場合、保護者の就労時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。

### 【保育の必要量に応じた認定】

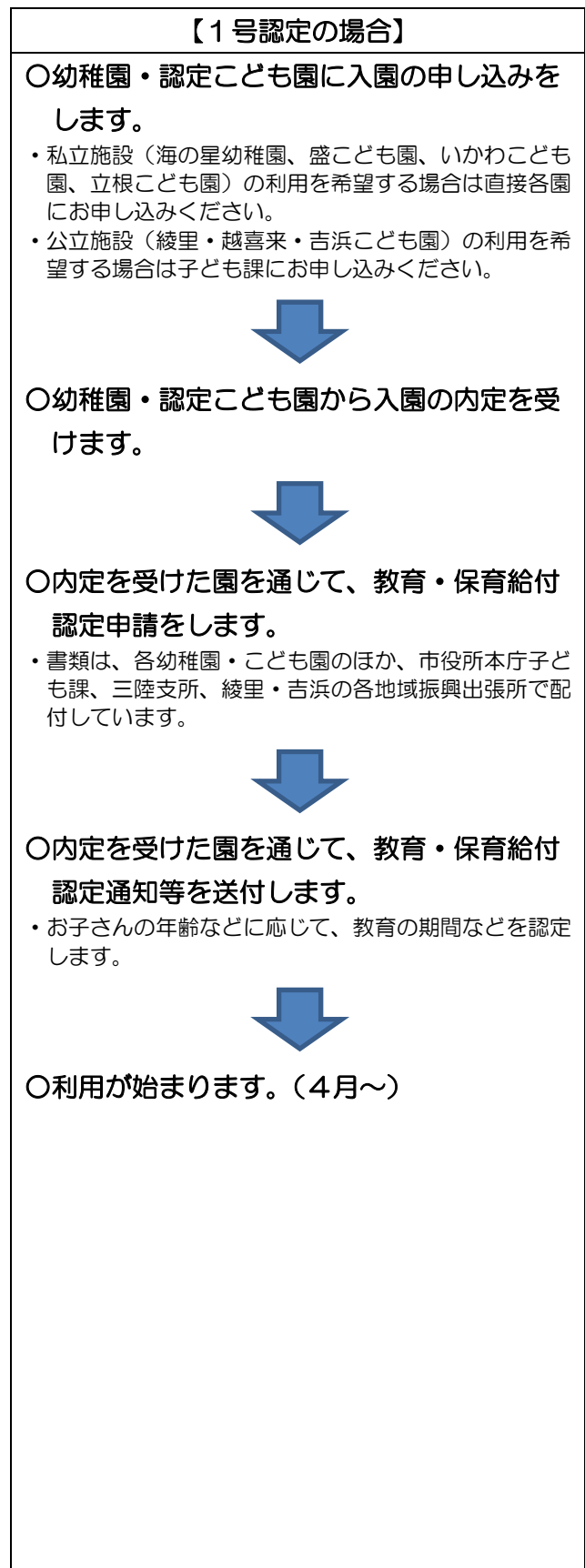
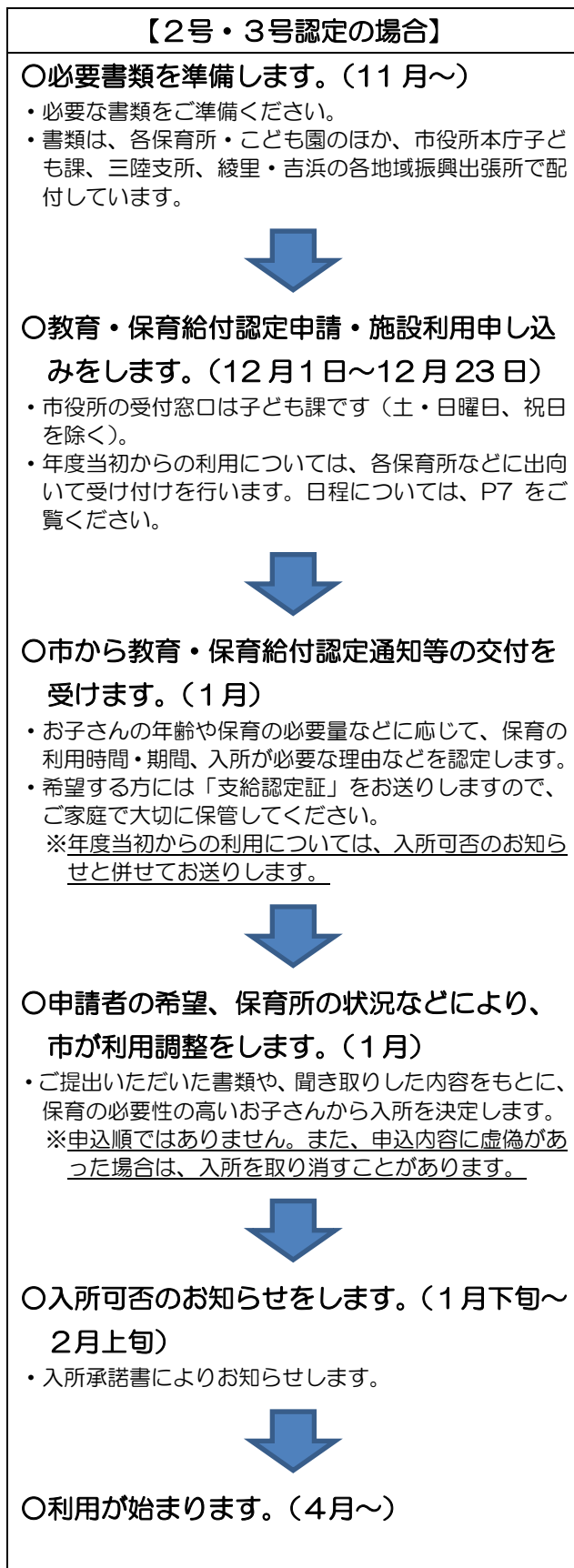
区分	保護者の就労時間	利用できる時間
保育標準時間	フルタイムを想定 （月 120 時間以上）	1 日 11 時間の枠の中で、保育を必要とする時間
保育短時間	パートタイムを想定 （月 48 時間以上 120 時間未満）	1 日 8 時間の枠の中で、保育を必要とする時間

（例）



※ 各施設の保育時間は、P9をご覧ください。

#### 4 申し込み・手続きの流れについて



## 5 利用者負担額（利用料）について

令和3年度の利用料は、原則、父母の**市町村民税**の情報をもとに算定を行いますが、祖父母等の収入で生計が成り立っている場合（入所児童を税法上の扶養控除の対象としているような場合）には、祖父母等の市町村民税額を含めて算定を行うことがあります。

また、未申告等で課税状況が確認できない場合、お子さんの年齢における利用料の最高額で決定されることがありますのでご注意ください。

【令和3年4月～8月分の利用料】 令和2年度市町村民税課税額により算定

【令和3年9月～令和4年3月分の保育料】 令和3年度市町村民税課税額により算定

### 《主な利用料軽減措置》

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、次のような利用料の軽減措置を実施しています。

- 第3子以降の児童は無料
  - 小学校入学前児童のうち、2番目に年齢が高い児童は半額  
(小学校入学前児童のうち、最年長の児童は、幼稚園など、2番目に年齢が高い児童とは異なる施設に入所していても構いません)
- ※B2～C4階層の場合、第1子の年齢制限なしで第2子が半額となります。

～要保護世帯の軽減措置～

〈要保護世帯＝ひとり親世帯、障がい者がいる世帯など〉

- B2～C5階層の場合、第2子が無料
- B2～C5階層の場合、第1子は0～2歳児 5,600円。



### 《幼児教育・保育の無償化について》

幼児教育・保育の無償化により、保育利用（2号認定）については3歳児クラスから、教育利用（1号認定）については満3歳児から利用料が無償となります。0～2歳児クラスの児童は住民税非課税世帯の場合、利用料が無償となります。

### 《副食費の無償化について》

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の中に含まれていた副食費について、国では3歳以上から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童の保護者から実費徴収することを基本としました。

当市では、子育て支援策の一環として、副食費(おかずやおやつ代)について、月額 4,500円（日額の場合は 225円）を上限として無償化しています。

## 《特定教育・保育施設の利用者負担額》

【教育】幼稚園及びこども園(教育部分)の利用者負担額

- ・満3歳児～5歳児：0円

【保育】保育所(園)及びこども園(保育部分)の利用者負担額

- ・3歳児～5歳児：0円
- ・0歳児～2歳児：下表のとおり

区 分		保育料（月額）	
階層	範 囲	3号認定（0～2歳児）	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	無料	無料
B1	市町村民税非課税世帯	無料	無料
B2	市町村民税均等割額のみ	14,600	14,400
C1	所得割 11,700円未満	15,600	15,400
C2	所得割 11,700円以上 48,600円未満	17,100	16,900
C3	所得割 48,600円以上 56,000円未満	21,600	21,300
C4	所得割 56,000円以上 57,700円未満	24,100	23,700
C5	所得割 57,700円以上 77,101円未満	24,100	23,700
C6	所得割 77,101円以上 80,000円未満	24,100	23,700
C7	所得割 80,000円以上 97,000円未満	26,100	25,700
C8	所得割 97,000円以上 110,000円未満	29,600	29,200
C9	所得割 110,000円以上 116,000円未満	35,600	35,100
C10	所得割 116,000円以上 169,000円未満	39,600	39,000
C11	所得割 169,000円以上 301,000円未満	39,600	39,000
C12	所得割 301,000円以上 397,000円未満	39,600	39,000
C13	所得割 397,000円以上	39,600	39,000

※ 所得割とは、一定以上の所得がある人に、その所得に応じて負担していただく税金です。所得の額から医療費や社会保険料、扶養などの控除分を差し引いた額に、税率をかけて算出したものです。

※ 保育料は、寄付金控除・配当控除・外国税額控除・（増改築等）住宅借入金等特別控除をする前の額で算定します。

※ 入所するお子さんの4月1日現在の年齢が基準となります。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中の保育料は変わりません。

6 教育・保育給付認定申請・施設利用申し込みに必要な書類について

- |              |         |
|--------------|---------|
| ■ 2号・3号認定の場合 | ⇒ 下記①②③ |
| ■ 1号認定の場合    | ⇒ 下記①③  |

① 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

- ・お子さん1人につき1枚の提出が必要です。
- ・保育を希望する場合は、記入例を参考に裏面も記入願います。

② 「保育の必要性」を証明する書類

- ・父、母、同居している65歳未満の祖父母1人につき1枚の提出が必要です。

事由	必要書類
就労	就労証明書（雇用されている方）、就労状況申告書（自営業・農林水産業）
求職活動	求職活動報告書兼申立書、雇用保険受給者証の写しなど
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分）
就学	在学証明書、履修内容がわかるもの（時間割、カリキュラム等）
病気・障がい	診断書または障害者手帳などの写し
病人の看護等	介護申告書または診断書

※世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

あらかじめご了承ください。

※申込書類に虚偽があった場合、入所を取り消すことがあります。

③ マイナンバー関係の書類

- ・別添「保育所等入所申し込みに係るマイナンバーの確認について」をご覧ください。

7 入所選考方法について（2号・3号認定のみ）

入所にあたっては、家庭で保育ができない状況を点数化し、総合的に判断します。下記に挙げた項目以外にも、出産・疾病・障がい・介護などの状況に応じて、それぞれ同様に判断します。各保育所、認定こども園ごとに利用希望者を取りまとめ、点数が高い（保育の必要性が高い）お子さんから入所を決定します。

優先度	保護者の状況（就労の場合）	就労日数・時間	世帯の状況
高い	育児休業明けの常勤就労	多い・長い	両親がいない世帯
↑	↑	↑	↑
	常勤（フルタイム）就労		ひとり親世帯
	↑		↑
	パートタイム就労		父母と児童のみの世帯
	↑		↑
↑	就労内定	↑	祖父母など同居している または近くに住んでいる
↑	就労未定（求職活動中）		
低い		少ない・短い	

## 8 年度当初の入所受付日程

入所申し込みの受付期間は令和2年12月1日(火)から12月23日(水)までです。

各保育所または認定こども園にて、出張受付を行いますので、入所を希望する保育所等へお越しください。都合により受付会場に来られない方や、市外の保育所等への入所を希望する方は、上記期間に、市役所本庁子ども課で手続きを行ってください(土・日曜日を除く)。

受付期間後に申し込まれた場合や、定員を超えた場合は、第一希望以外の保育所へ入所していただくことがありますので、ご了承ください。

### 《出張受付日程》

受付会場	区分	月 日	時 間
大船渡保育園	私立	12月 1日(火)	14:00~16:00
赤崎保育園	私立	12月 2日(水)	15:00~16:00
末崎保育園	私立	12月 3日(木)	14:30~16:00
明和保育園	私立	12月 4日(金)	14:30~16:00
蛸ノ浦保育園	私立	12月 7日(月)	15:00~16:00
日頃市保育園	私立	12月 8日(火)	15:00~16:00
盛こども園	私立	12月 9日(水)	14:30~16:00
いかわこども園	私立	12月10日(木)	14:30~16:00
立根こども園	私立	12月11日(金)	14:30~16:00
綾里こども園	公立	12月14日(月)	15:30~16:30
越喜来こども園	公立	12月15日(火)	15:30~16:30
吉浜こども園	公立	12月16日(水)	15:30~16:30

## 9 その他

### 令和3年5月以降の入所申し込みについて

入所を希望する月の前月15日までに、市役所本庁子ども課へ必要な書類を提出してください。年度途中で入所する場合、入所日は入所を申し込んだ月の翌月1日となります。



## 10 Q&A よくあるご質問

### Q. 支給認定証とはどんなものですか？

A. 教育・保育に係る支給を受けるために必要な証明書で、保護者からの申請により市が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分などが記載されています。

支給認定証は、希望者にのみ交付します。支給認定証の交付を希望しない方には、同じ内容を記載した「支給認定決定通知書」を交付することで、支給認定証の交付に代えます。

### Q. 認定の有効期間は何年ですか？

A. 教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は最大で3年間（小学校就学前まで）を基本とします。保育認定の有効期間についても、3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。求職活動が事由である場合は、短い有効期間（90日など）となることもあります。

なお、3号から2号への切り替えは、自動的に行いますので、手続きは必要ありません。切り替え後、新たな支給認定決定通知書をお送りします。

### Q. 2号認定に相当する（保護者が働いているなど）場合でも、1号認定を受けてこども園（教育希望）に幼稚園児として通い、預かり保育を利用することは可能ですか？

A. 可能です。この場合は、1号認定の申請を行ってください。

### Q. 認定区分（保育必要量）や事由、住所に変更が生じた場合は、どのようにしたらよいですか？

A. 保育短時間から保育標準時間への変更などが生じた場合は、市に変更の申請が必要となります。支給認定証または支給認定決定通知書をお持ちのうえ、市役所本庁子ども課へお越しくください。

（例）パートタイム → フルタイム（就労時間の変更による保育標準時間への変更）

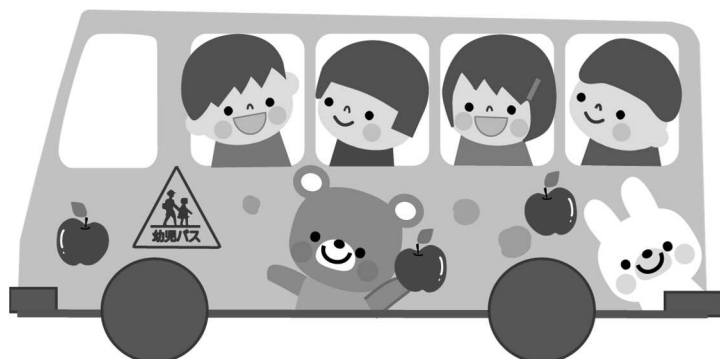
求職中 → フルタイム（事由の変更による保育標準時間への変更）

フルタイム → 求職中（事由の変更による保育短時間への変更）

市内転居や氏名変更（支給認定証記載内容の変更）

### Q. 保育標準時間と保育短時間では、保育料が違いますか？

A. 保育標準時間のほうが保育短時間よりも数百円程度高くなります（P5参照）。





## 1 1 大船渡市内特定教育・保育施設一覧

### 【保育所】

施設名	所在地・電話番号	保育標準時間 (保育短時間)	延長保育
大船渡保育園	大船渡町字台 24-11 TEL 27-7518	7:00~18:00 (8:00~16:00)	19:00まで
明和保育園	大船渡町字上山 65-3 TEL 26-2640	7:00~18:00 (8:00~16:00)	19:00まで
末崎保育園(※)	末崎町字鶴巻 88-2 TEL 29-3826	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
赤崎保育園(※)	赤崎町字山口 15-1 TEL 26-2644	7:30~18:30 (8:00~16:00)	19:00まで
蛸ノ浦保育園	赤崎町字鳥沢 62-2 TEL 27-9847	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
日頃市保育園	日頃市町字関谷 34 TEL 28-2340	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで

・ いずれの施設も乳児保育、障がい児保育、一時預かり(乳児可)に対応可能です。

※ 末崎・赤崎保育園は令和3年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

### 【幼保連携型認定こども園】

施設名	所在地・電話番号	保育標準時間 (保育短時間)	延長保育
盛こども園 (保育希望の場合)	盛町字沢川 47-1 TEL 26-3020	7:15~18:15 (8:00~16:00)	18:45まで
いかわこども園 (保育希望の場合)	猪川町字轆轤石 34-1 TEL 26-3212	7:30~18:30 (8:00~16:00)	19:00まで
立根こども園 (保育希望の場合)	立根町字関谷 58-1 TEL 26-3645	7:15~18:15 (8:30~16:30)	18:45まで
綾里こども園 (保育希望の場合)	三陸町綾里字中曽根 113-1 TEL 42-2224	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで
越喜来こども園 (保育希望の場合)	三陸町越喜来字小出 24-24 TEL 44-3080	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで
吉浜こども園 (保育希望の場合)	三陸町吉浜字扇洞 186 TEL 45-2320	7:30~18:30 (8:30~16:30)	19:00まで

・ いずれの施設も乳児保育、障がい児保育、一時預かり(乳児可)に対応可能です。

### 【幼稚園】

施設名	所在地・電話番号	教育時間	預かり保育
海の星幼稚園	大船渡町字地ノ森 47-3 TEL 26-5222	8:30~13:30	18:30まで